

農林土木工事特記仕様書（令和6年10月15日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和6年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第2条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和6年10月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（建設副産物）【追加】

1-1-1-24 建設副産物

14. 建設副産物実態調査

受注者は、令和6年度中に完成し、かつ請負代金額100万円以上の工事については、第4項及び第5項の規定に関わらずCOBRISにより、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

（工事成績評定の選択制）

第3条 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工期、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（デジタル工事写真の小黑板情報電子化）

第4条 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。

デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について【農林水産部】

徳島県CALS/EC HP

(1日未満で完了する作業の積算)

- 第5条** 1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、別に定める「1日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
 - 3 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
 - 4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
 - 5 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

1日未満で完了する作業の積算について（農林土木版）
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5052994/>

(熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行)

- 第6条** 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費率の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）（以下「試行要領」という。）」を適用する。
- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
 - 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
 - 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5029474/>

(資材価格高騰に対する特例措置)

- 第7条** 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。
- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

(仮設トイレの洋式化)

- 第8条** 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用ト

イレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りではない。

2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【受注者希望型】）

第9条 受注者は、本工事において遠隔臨場の実施を希望する場合は、監督員と協議のうえ、「建設現場の遠隔臨場の試行工事（受注者希望型）」とすることができる。

2 試行工事とする場合は、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/>

（情報共有システム活用工事【受注者希望型】）

第10条 受注者は、本工事において情報共有システム（以下、「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

2 対象工事等は、次の URL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】
徳島県CALS/EC HP
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

（担い手確保モデル工事【現場閉所型・発注者指定型】）

第11条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「担い手確保モデル工事（現場閉所型・発注者指定型）」であり、別に定める「担い手確保モデル工事実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

2 本工事の経費の負担は、実施要領第9条第1項（1）による。

担い手確保モデル工事実施要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/>

（本工事の特記仕様事項）

第12条 本工事における特記仕様事項は、別紙「その他特記仕様書」のとおりとする。

その他特記仕様書

第 1 章 総 則

第 1 条 一般事項

この仕様書は、R 6 徳耕 国附 大津東部東 2 期 揚水機製作据付工事（担い手確保型）に適用するものであり、本工事は特別仕様書、共通仕様書、設計図書に基づいて誠実に履行しなければならない。

特別仕様書、設計図書に記載された事項は共通仕様書に優先するものとする。

第 2 条 承諾図書

本工事は契約締結後、速やかに下記資料を作成のうえ、監督員に提出し、承諾を得なければならない。

承認図

- (1) 製作仕様書
- (2) ポンプ運転特性曲線
- (3) 全体及び各部構造組立図
- (4) 据付配置図（主・小配管）
- (5) 機械基礎図

施工範囲

- (1) 主ポンプ（据付工）、弁類、操作盤、製作据付工
- (2) 吐出管、製作据付工（図示）
- (3) ポンプ基礎工、配線、配管サポート
- (4) 試運転調整費
- (5) 配管工事は送水管接続フランジまでとする。
（図示）

第 3 条 適用規格

本工事は、次の国内規格に準拠するものとする。

- (1) 日本工業規格 J I S
- (2) 日本電気工業会標準規格 J E M
- (3) 電気規格調査会標準規格 J E C
- (4) 土地改良事業計画設計基準 設計「ポンプ場」
- (5) 水門鉄管技術基準
- (6) 労働安全衛生規則
- (7) その他関係法、規格、基準

第2章 機械設備

設備概要

本設備は、調整水槽内のかんがい用水を送水ポンプにて受益地に送水する設備である。2台のポンプを設置し、並列交互運転により各ほ場に送水する。又、各ほ場に設置する給水栓の開閉による圧力変化を感知し自動運転を行うため、圧力タンクを併設する。

なお、本仕様書に示す機器はもちろん、これの配管については特にウォーターハンマー対策を十分検討し、管路に支障なきよう製作、施工するものとする。

第1条 送水ポンプ

第1節 送水ポンプ

1. ポンプ本体

(1) 概要

本ポンプは調整水槽から取水しポンプにより、パイプラインに圧送するためのものである。

(2) 仕様

| | |
|-------|---------------------------|
| 形 式 | 横軸片吸込渦巻ポンプ |
| 口 径 | 65 mm |
| 吐 出 量 | 0.465 m ³ /min |
| 全 揚 程 | 56.0 m |
| 回 転 数 | SS.3600 min ⁻¹ |
| 液 質 | 農業用水 |
| 電動機出力 | 11 kW |
| 台 数 | 2 台 |

(3) 構造

1) 電動機

ポンプ電動機は、全閉屋外型とする。

2) ポンプ本体

- ①ポンプ本体は点検の容易な構造とする。
- ②ケーシングは内部圧力及び振動等に対して、十分な強度を有すると共に、腐蝕、摩擦に強く且つ、長時間の使用に耐える良質鋳鉄製とする。
- ③羽根車は固形物の詰り難い構造とし、材質は良質な鋳鉄製とすること。
- ④主軸は良質のステンレス鋼製で、軸径は十分太くモータ軸と一体構造にする。
- ⑤軸封部には、メカニカルシールを用いて運転中、停止中を問わず密封した構造とする。
- ⑥回転部重量は、電動機に内装した軸受けにて支持するものとし、長時間無給油での連続運転に耐える構造とする。
- ⑦モータ巻線部の異常温度上昇を検知する昇温検知スイッチを内蔵すること。

(3) 主要部材質

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1) ケーシング | : FC 200 | または同等品以上 |
| 2) 羽 根 車 | : CAC 406 | または同等品以上 |
| 3) 主 軸 | : SUS 403 | または同等品以上 |

2. 電動機

(1) 仕様

| | |
|---------|------------------------|
| 形 式 | 全閉屋外型 |
| 電 力 | 11 kW |
| 電 圧 | 200 V |
| 周 波 数 | 60 Hz |
| 極 数 | 2 P |
| 回 転 数 | 3600 min ⁻¹ |
| 定 格 | 連 続 |
| 起 動 方 式 | スターデルタ |
| 台 数 | 2 台 |

第2条 弁類

第1節 逆止弁

本弁は、ポンプ吐出側に設けるものとする。

(1) 仕様

| | |
|-----|----------|
| 形 式 | 急閉鎖型リフト式 |
| 口 径 | 50 mm |
| 台 数 | 2 台 |

(2) 構造

本弁は、両フランジ型（JIS 10 K）とする。

本弁は、スプリングを内蔵した急閉鎖型のリフト式とし、弁体が内蔵されたスプリングの作用により完全に閉鎖されるもので、ポンプ停止時衝撃による圧力上昇時に対しても十分耐える強固なものとする。

(3) 主要部材質

- | | | | |
|--------|---|-------|----------|
| 1) 弁 箱 | : | FC200 | または同等品以上 |
| 2) 弁 体 | : | FC200 | または同等品以上 |

第 2 節 手動仕切弁

本弁は、ポンプ吐出側に設置され維持管理用に使用するものである。

(1) 仕様

| | |
|---------|------------|
| 形 式 | 外ネジ式両フランジ型 |
| 口 径 | 50 mm |
| 開 閉 方 式 | 丸ハンドル式 |
| 台 数 | 2 台 |

(2) 構造

本弁は、外ネジ式両フランジ型 $10\text{kg}/\text{cm}^2$ とし、構造がシンプルで、かつ弁棒ねじ部が流体にふれていない為、長期間の使用に耐え、スムーズな開閉操作が可能なもととする。また、基本寸法は JIS B 2031 に準じたものとする。

(3) 主要部材質

| | | |
|--------|----------|----------|
| 1) 弁 箱 | : FC200 | または同等品以上 |
| 2) 弁 体 | : FC200 | または同等品以上 |
| 3) 弁 座 | : SUS304 | または同等品以上 |
| 4) 弁 棒 | : SUS304 | または同等品以上 |

第3節 圧力タンク

本圧力タンクは、送水ポンプ吐出管に接続されるものであり、ポンプの自動運転、自動送水用に設置するものである。

(1) 仕様

| | |
|------|--------------------|
| 形 式 | 自己空気補給式 |
| 据付方式 | 立 形 |
| 容 量 | 4.5 m ³ |
| 台 数 | 1 基 |

(2) 付属品

| | |
|--------------|-----|
| 1) 基礎ボルト、ナット | 1 式 |
| 2) 空気補給槽 | 1 式 |
| 3) 点検用マンホール | 1 個 |
| 4) 圧力スイッチ | 1 式 |
| 5) 電動弁 | 1 式 |
| 6) その他弁類 | 1 式 |
| 7) 直読式液面計 | 1 組 |
| 8) タンク周り配管 | 1 式 |
| 9) 端子箱 | 1 式 |
| 10) その他必要なもの | 1 式 |

第3条 配管材料

第1節

吐出配管は埋設配管VP管と取合うものとする。

JIS G 3452 配管用炭素鋼鋼管SGP（白）またはSGP（黒）に溶融亜鉛めっきHDZ45以上を施したものとする。

貫通部及び吸水配管はJIS G 3459 配管用ステンレス鋼鋼管sch20S相当とする。

なお、取合部は図示による。

第2節

フランジ規格は、吐出側JIS10kg/cm²とする。固定用金具材料等については、SUS304製とする。

第3節

不等沈下等を防止するため、可とう継手等を設けること。

なお、沈下量は100mmとする。

第4節

試運転調整用に埋設配管VP管の手前に埋設用仕切弁を設けること。

仕切弁には仕切弁用ボックスを設けること。

第3章 試験・検査

第1条 材料検査

主要部材について行うものとし、試験成績表その他監督員の指示する書類を提出し、承認を受けることにより検査に代えることができるものとする。

第2条 部品検査

材料検査と同じ。

第3条 工事検査

ポンプ及び電動機等の主要機器は、製作工場において組立完了後監督員の立会いの上性能試験を行い、検査記録の承認を受けた後現場に搬入するものとする。

第4条 現場試運転調整

据付等全て完了後監督員の立会いの上、各機器動作試験、試運転調整を行い異常なきことを確認するものとする。

また、これに要する費用は、一切請負者の負担とする。

第4章 電気設備

第1条 一般事項

本機場の電気設備は、ポンプ及び補機類の機能を発揮させるための制御機器その他電気品一式の製作ならびに配線工事等一切の施工を行うもので製作、施工に際しては、確実な運転及び故障の絶無を期するものとする。また、保守点検は容易であり、保安業務上の安全性について十分な配慮をすること。

第2条 盤仕様

(1) 盤構成

| | |
|--------|-------|
| ポンプ制御盤 | × 1 面 |
| 引込計器盤 | × 1 面 |
| 付 属 品 | × 1 式 |
| 予 備 品 | × 1 式 |

(2) 供給電源

本設備は、四国電力により下記の電源の供給を受けるものとする。

供給電源 : 3φ 3W 200V 60Hz
 : 1φ 2W 100V 60Hz

(3) 配 線

別紙配線図による。

(4) 板 厚

全て2.3t以上とする。

第3条 盤仕様明細

(1) ポンプ制御盤

- | | | |
|--------------------------|------------------------|-----|
| 1) 所要面数 | 1面 | |
| 2) 形式 | 屋内閉鎖鋼板製自立形前面扉付 | |
| 3) 参考寸法 | 幅900×高さ2000×奥行400 (mm) | |
| 4) 盤面取付器具 | | |
| ・名称銘板 | | 1 式 |
| ・集合表示灯 (縦2×横2窓) | | 3 台 |
| ・電圧計 | | 1 台 |
| ・電流計 | | 2 台 |
| ・切換スイッチ (手動-自動) | | 1 個 |
| ・切換スイッチ (No. 1-交互-No. 2) | | 1 個 |
| ・操作スイッチ (停止-運転) | | 2 個 |
| ・表示灯 (停止・運転表示) | | 4 個 |
| ・運転時間計 | | 2 台 |
| ・押釦スイッチ | | 3 個 |
| ・その他必要なもの | | 1 式 |
| 5) 盤内取付器具 | | |
| ・配線用遮断器 3P 225AF | | 1 台 |
| ・漏電遮断器 3P 100AF | | 2 台 |
| ・配線用遮断器 2P 50AF | | 2 台 |
| ・電磁接触器 3相200V Y-Δ始動用 | | 6 台 |
| ・制御用変圧器 200V/24V 100VA | | 1 台 |
| ・3Eリレー | | 2 台 |
| ・3Eリレー用カレントコンバータ | | 2 台 |
| ・変流器 120/5A (2ターン) | | 2 台 |
| ・進相コンデンサ 150μF | | 2 台 |
| ・Y-Δタイマ AC200V | | 2 台 |
| ・制御用タイマ AC200V | | 1 式 |

| | | |
|---------------|---|---|
| ・電磁継電器 AC200V | 1 | 式 |
| ・LED式盤内照明 | 1 | 台 |
| ・スペースヒータ | 1 | 台 |
| ・端子台 | 1 | 式 |
| ・その他必要なもの | 1 | 式 |

第5章 据付工事

第1条 機器据付

機器据付に当たっては、基礎コンクリート面に所定位置を水準器等により正確に芯出し調整し、監督職員の承認を得た後、基礎ボルトを固定するものとする。

第2条 配管工事

主配管は、配管後その荷重の多くが接合フランジ面にかからぬ様、要所は配管サポート等により支持を行い、不等な応力が掛からぬ様に施工すること。

各弁類は、全て見やすく取扱いのしやすい場所に集合し、適当な支持金具で固定し運転中振動を生じないようにすること。

第3条 電気配線工事

(1) 本工事はポンプ場の動力、制御配線工事及び構内引込柱、引込点二次側以降の配線工事とする。但し、最寄の電力会社電柱より引込柱までについては、受注者が四国電力への申請手続きを行うものとする。

(2) 本工事は電気工作物規定等、諸規格に基づき施工するものとし、使用する器具、材料のうち電気用器具取締規則の適用を受けるものは形式承認済のものとする。

(3) 配線施工に際しては、監督員と十分協議の上その指示に従うものとする。

(4) 本工事施工に伴う一切の手続きは、受注者の負担に於いて行うものとする。

第6章 荷造輸送

各機器の荷造りは、厳重に施し、輸送途上及び格納中に破損発錆吸湿等の無いように留意し各製品の現地搬入にあたっては、工場試験合格後あらかじめ輸送計画を監督員と打ち合せ、その指示に従って行うものとする。

第7章 その他

- (1) 工事完了後、直ちに完成図書を3部作成し提出すること。
- (2) 試運転調整時には指導員を派遣し、その指導にあたる。